

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域内フィーダー系統)

平成28年度(1/2)

都道府県 (市区町村)	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	確保維持事業に要する 国庫補助額 (千円)	国庫補助金 内定申請額 (千円)	再編 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
						乗合バス型 /デマ ン ド 型 の 別	基準口で 該当する 要件	接続する補助対象 地域間幹線系統等 と接続確保策	基準二で該 当する要件 (別表7のみ)
愛知県 新城市	豊鉄タクシー(株)	(1) 西部線	3,171.0	3,171.0		乗合バス型	①	新豊線及び JR飯田線への接続	③
	新城市	(1) 塩瀬線 (塩瀬～布里～大海駅)	1,354.5	6,940.0		乗合バス型	①	新城病院上平井田口 線及びJR飯田線への 接続	③
	新城市	(2) 塩瀬線 (上島田～只持～玖老勢)	1,105.5			乗合バス型	①	新城病院上平井田口 線への接続	③
	新城市	(3) 塩瀬線 (上島田～布里・只持～大海駅)	1,820.0			乗合バス型	①	新城病院上平井田口 線及びJR飯田線への 接続	③
	新城市	(4) 塩瀬線 (玖老勢～只持～小島)	214.5			乗合バス型	①	新城病院上平井田口 線及びJR飯田線への 接続	③
	新城市	(5) つくであしがる線 (火曜ルート1便) (高里～中河内老人憩いの家～診療所前)	131.0			乗合バス型	①②	作手線への接続	③
	新城市	(6) つくであしがる線 (火曜ルート2便3便) (診療所前～中河内老人憩いの家～診療所前)	269.0			乗合バス型	①②	作手線への接続	③

(注)

1. 「確保維持事業に要する国庫補助額(千円)」は表2における「補助対象系統の1/2」を小数点第1位(百円単位)まで記載する。
2. 「国庫補助額内定申請額(千円)」には、各運行予定者毎でまとめて表2における「国庫補助金内定申請額」を記載する。
3. 「再編特例措置」には、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用を受ける場合のみ、「○」を記載する。
4. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」には、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載する。
5. 本表に記載する運行予定系統を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域内フィーダー系統)

平成28年度(2/2)

都道府県 (市区町村)	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	確保維持事業に要する 国庫補助額 (千円)	国庫補助金 内定申請額 (千円)	再編 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
						乗合バス型 /デマ ン ド 型 の 別	基準口で 該当する 要件	接続する補助対象 地域間幹線系統等 と接続確保策	基準二で該 当する要件 (別表7のみ)
愛知県 新城市	新城市	(7) つくであしがる線 (水曜土曜ルート1便) (高里~大和田~診療所前)	318.5			乗合バス型	①②	作手線への接続	③
	新城市	(8) つくであしがる線 (水曜土曜ルート2便3便) (診療所前~大和田~診療所前)	673.0			乗合バス型	①②	作手線への接続	③
	新城市	(9) つくであしがる線 (木曜ルート1便) (高里~鬼久保ふれあい広場~診療所前)	165.0			乗合バス型	①②	作手線への接続	③
	新城市	(10) つくであしがる線 (木曜ルート2便3便) (診療所前~鬼久保ふれあい広場~診療所前)	346.5			乗合バス型	①②	作手線への接続	③
	新城市	(11) つくであしがる線 (金曜ルート1便) (高里~田代老人憩いの家~診療所前)	170.5			乗合バス型	①②	作手線への接続	③
	新城市	(12) つくであしがる線 (金曜ルート2便3便) (診療所前~田代老人憩いの家~診療所前)	372.0			乗合バス型	①②	作手線への接続	③
合 計				10,111					
国庫補助金内定申請額(千円)(合計と国庫補助上限額を比べて少ない額)				10,111			国庫補助 上限額(千 円)	10,666	

(注)

- 「確保維持事業に要する国庫補助額(千円)」は表2における「補助対象系統の1/2」を小数点第1位(百円単位)まで記載する。
- 「国庫補助額内定申請額(千円)」には、各運行予定者毎でまとめて表2における「国庫補助金内定申請額」を記載する。
- 「再編特例措置」には、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用を受ける場合のみ、「○」を記載する。
- 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」には、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載する。
- 本表に記載する運行予定系統を示した地図を添付すること。